

2023 ▶▶▶ 2032

# 渋川市食品ロス 削減推進計画

The Project to Promote Reduction of **Food loss and Waste** in **Shibukawa**

令和5年3月



# 目 次

<b>第1章 計画策定の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の対象 .....	4
4 計画期間 .....	4
<b>第2章 現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 家庭系食品ロスの発生状況 .....	5
(1) 群馬県の発生状況 .....	5
(2) 渋川市の発生状況 .....	5
2 事業系食品ロスの発生状況 .....	5
(1) 群馬県の発生状況 .....	5
(2) 渋川市の発生状況 .....	5
3 本市の食品ロス発生状況の特徴 .....	6
4 食品ロスに関する意識調査 .....	8
5 課題 .....	11
(1) 食品ロスの発生状況からの課題 .....	11
(2) 意識調査結果からの課題 .....	11
<b>第3章 計画の基本方針</b> .....	<b>12</b>
1 計画の基本方針 .....	12
2 各主体の責務・取組 .....	13
(1) 市の責務・取組 .....	13
(2) 市民等の責務・取組 .....	14
(3) 事業者の責務・取組 .....	15
<b>第4章 計画の目標・施策の展開</b> .....	<b>16</b>
1 食品ロス削減の全体目標 .....	16
2 目標達成のための各基本方針における施策と取組内容 .....	17
基本方針1 .....	17
(1) 施策・取組 .....	17
(2) 指標 .....	17

(3) 具体的な取組事例	18
基本方針 2	19
(1) 施策・取組	19
(2) 指標	19
(3) 具体的な取組事例	20
基本方針 3	21
(1) 施策・取組	21
(2) 指標	22
(3) 具体的な取組事例	22

## **第 5 章 推進体制及び進行管理** 23

1 推進体制	23
2 進行管理	24

## **参考資料** 25

・ 渋川市環境審議会委員名簿（令和 4 年度末時点）	25
・ 渋川市食品ロス削減推進協議会委員名簿（令和 4 年度末時点）	26
・ 渋川市環境推進会議委員（令和 4 年度末時点）	26
・ 渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例	27
・ 食品ロスの実態調査	29
(1) 調査実施日	29
(2) 調査対象地域	29
(3) 調査方法	29
(4) 調査結果	29
ア 排出されたもえるごみのうち食品廃棄物及び食品ロスの組成	29
イ 食品ロスのうち直接廃棄されたものの消費・賞味期限について	30
ウ 食品廃棄物・食品ロスの割合について	30
エ 市民 1 人 1 日あたりの家庭系食品ロス量	30
・ 本市の食品ロス量（令和元年度）の推計方法について	32
(1) 家庭系食品ロス量	32
(2) 事業系食品ロス量	33

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の背景

「食品ロス」とは、まだ食べることができののに捨てられてしまう食品のことであり、生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に発生しています。我が国の食品ロス量（令和元年度）は、年間約570万トンとなっており、このうち、食品関連事業者から発生する「事業系食品ロス量」は約309万トン、一般家庭から発生する「家庭系食品ロス量」は約261万トンと推計されています。

国民1人あたりの食品ロス量は、年間約45kgであり、1人あたりの米の消費量（約53kg）に相当します。1日あたりに換算すると、約124gであり、茶碗約1杯のご飯の量に相当します。

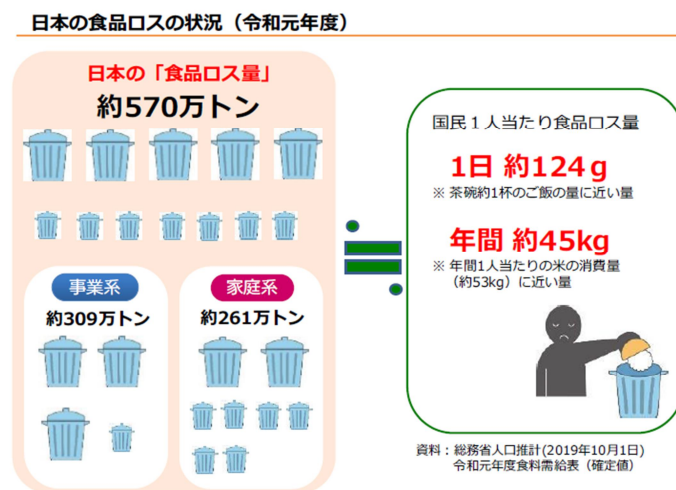


図1 我が国の食品ロスの発生状況（令和元年度） 出典：農林水産省

世界では、飢えや貧困に苦しんでいる人が、総人口の1割にあたる約8億人いると推計されています。今後、人口増加に伴い食糧問題が深刻化する懸念がある中で、我が国では、食料自給率（カロリーベース）が令和2年度で約37%と先進国の中で低水準であり、食料を海外からの輸入に多く依存しながらも、大量の食品を廃棄している現状があります。

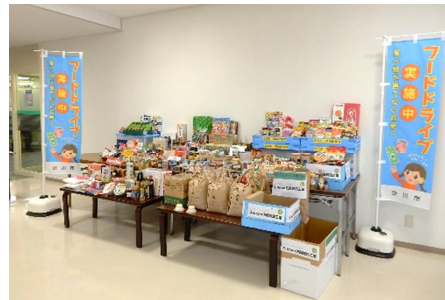
近年、食品ロスの削減に関して、国際的な関心が高まっています。平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable - Development - Goals）では、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食品廃棄の減少が重要な柱として位置づけられています。

このような状況の中、国においては、食品ロスの削減を国民運動として位置づけ、国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体の連携を図ることを目的として、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」が令和元年5月に成立、同年10月に施行されました。群馬県においても、「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画（以下「県推進計画」という。）」を令和4年3月に改定し、計画の中で食品ロスの削減目標を設定する等、食品ロスの削減への動きは一層高まっています。

本市では、このような国内外の状況を踏まえ、「渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例（以下「条例」という。）」を令和3年3月に制定、同年4月に施行し、行政として食品ロスの削減への取組を開始しました。これまで、「渋川市食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）」の設置、フードドライブの開催、YouTubeを活用した啓発動画の発信、しぶかわフードラブ協力店の登録制度の導入、家庭系食品ロス組成調査等の取組を実施しています。



協議会の様子



フードドライブの様子



啓発動画



協力店ステッカー・ポスター

これまでの本市の食品ロスの削減への取組を一層充実させ、持続可能な循環型社会の実現を目指していくため、「渋川市食品ロス削減推進計画」を策定します。本計画では、行政・市民等<sup>1</sup>・事業者が一丸となって取り組むべき事項を定め、総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

<sup>1</sup> 渋川市内に居住し、又は滞在している者をいう

## 2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、国または県の基本方針を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（市町村食品ロス削減推進計画）」として位置づけられます。

また、本計画は、条例及び「第2次渋川市環境基本計画（平成31年3月策定）」に基づく食品ロスの削減に関する事項を具体化した個別計画として位置づけるとともに、食育や健康的な食生活の内容を盛り込み市民一人ひとりの健康増進の実現を目的とした「健康プランしづかわ21（平成30年3月策定）」等関連計画との整合性を図ります。

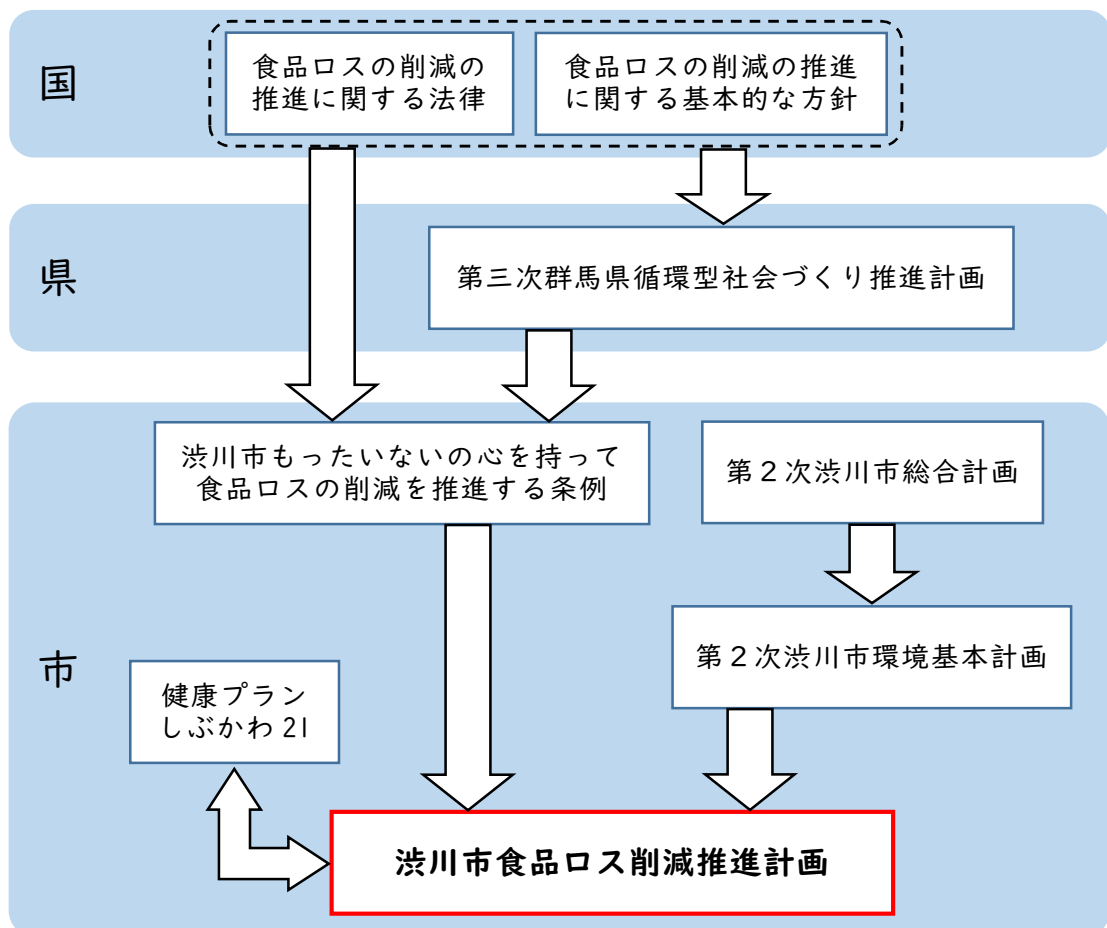


図 2 計画の位置づけ

### 3 計画の対象

本計画の対象とする区域は、渋川市全域とします。本計画の対象とする事項は、家庭系及び事業系（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）食品ロスの発生抑制、食品廃棄物の減量・資源化等に関するものとします。

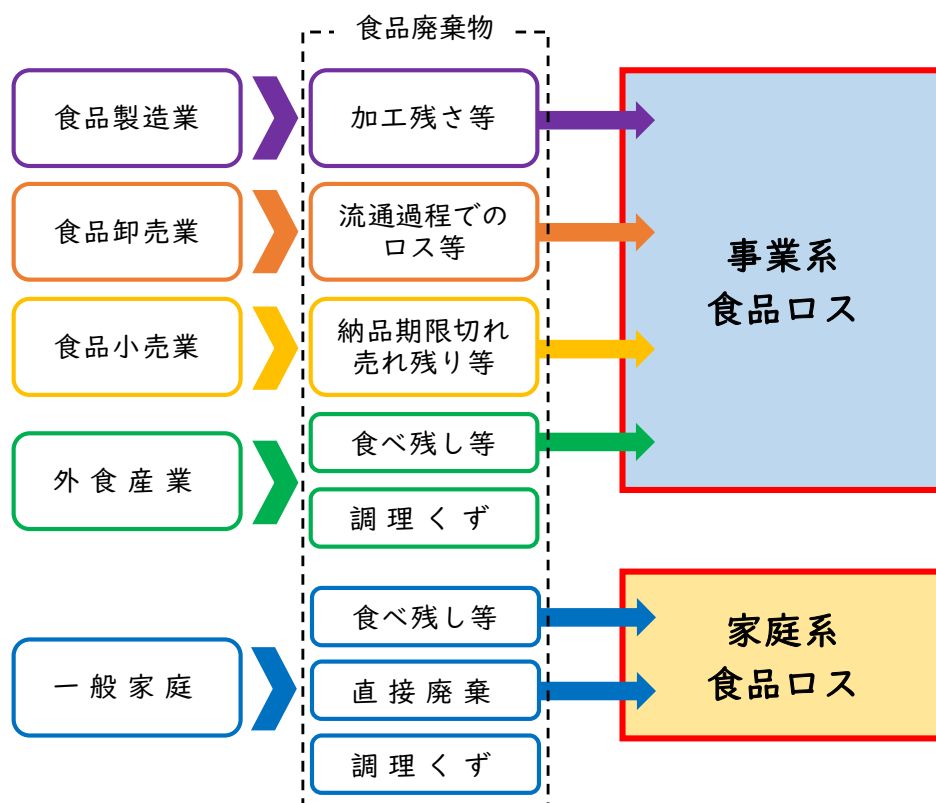


図 3 計画対象の食品ロス区分等（概念図）

### 4 計画期間

計画期間は、令和 5（2023）年度を初年度とし、令和 14（2032）年度を目標年度とする 10 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、関連法制度の改正等を踏まえて、必用に応じて見直しを行います。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
策定	計画期間									

## 第2章 現状と課題

### 1 家庭系食品ロスの発生状況

#### (1) 群馬県の発生状況

県推進計画によると、「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書（環境省：令和2年）」に基づき、環境省の推計方法<sup>2</sup>により試算した結果、県内で令和元年度に発生した家庭系食品ロス量は、年間約4.8万トンと推計されます。

#### (2) 渋川市の発生状況

本市が令和3年度に実施した家庭系食品ロス実態調査結果や国が公表している各種統計調査資料等に基づき、市内で令和元年度に発生した家庭系食品ロス量を推計すると、年間約1,722(0.17万)トン発生していると推計されます。

### 2 事業系食品ロスの発生状況

#### (1) 群馬県の発生状況

県が令和3年度に実施した事業系食品ロス実態調査によると、県内食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）において発生する令和元年度の事業系食品ロス量は、年間約6.7万トンと推計されます。

産業別で見ると、食品製造業が約3.6万トン、食品卸売業が約0.3万トン、食品小売業が約1.3万トン、外食産業が約1.4万トンとなっています。

県全体で見ると、食品製造業が全国の中でも比較的多く集まっていることから、食品製造業から発生する事業系食品ロス量の割合が大きくなっているものと考えられます。

#### (2) 渋川市の発生状況

国全体の産業別食品ロス量に、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業における国全体に対する本市の各産業における規模（割合）を乗じると、市内で発生する令和元年度の事業系食品ロス量は、年間約2,155(0.22万)トンと推計されます。

産業別で見ると、食品製造業が約700トン、食品卸売業が約113トン、食品小売業が約514トン、外食産業が約828トンとなっています。

<sup>2</sup> 【家庭系食品ロス量（トン/年）】

= 【生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）（トン/年）】 × 【食品廃棄物の平均割合（％）】 × 【食品ロスの平均割合（％）】



### 3 本市の食品ロス発生状況の特徴

本市の令和元年度における家庭系と事業系を合わせた食品ロス量は、約3,877トンと推計され、発生量の内訳は、家庭系が44.4%、事業系が55.6%であり、県平均と同様に全国平均と比べて事業系の割合が大きくなっています。

本市では、事業系食品ロス量のうち、外食産業の割合が大きいことが特徴のひとつです。これは、本市の宿泊業及び飲食サービス業が他産業と比べて盛んである（宿泊業・飲食サービス業の売上（収入）金額が県内4位<sup>3</sup>）ことから、外食産業から発生する事業系食品ロス量の割合が大きくなっているものと考えられます。

家庭系と事業系を合わせた市民1人1日あたりの食品ロス量は約140gであり、県平均における県民1人1日あたりの食品ロス量（約164g）よりは少ないものの、全国平均における1人1日あたりの平均食品ロス量（約124g）より多いことから、本市においては全国平均に比べ食品ロスが多く発生していると考えられます。

また、家庭系食品ロスのみに着目すると、市民1人1日あたりの家庭系食品ロス量は約61.7gであり、県平均量（約68.4g）よりは少なく、全国平均量（約56.6g）より多い状況です。

表1 本市、県及び全国の食品ロス量内訳等（令和元年度）

	渋川市		群馬県		全国	
	量 (トン)	割合 (%)	量 (万トン)	割合 (%)	量 (万トン)	割合 (%)
食品ロス量（総量）	3,877	100.0	11.5	100.0	570	100.0
家庭系食品ロス量	1,722	44.4	4.8	41.9	261	46.0
事業系食品ロス量	2,155	55.6	6.7	58.1	309	54.0
食品製造業	700	18.1	3.6	31.5	128	22.0
食品卸売業	113	2.9	0.3	2.8	14	2.0
食品小売業	514	13.3	1.3	11.6	64	11.0
外食産業	828	21.3	1.4	12.3	103	18.0

※端数処理の関係で合計が一致しない部分がある

※事業系食品ロス量の産業別の割合は食品ロス量（総計）を100とした数値としている

<sup>3</sup> 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」より

○第2-1表 産業(大分類)、経営組織(3区分)別民営事業所数、従業者数、売上(収入)金額、1事業所当たり従業者数、1事業所当たり売上(収入)金額及び従業者1人当たり売上(収入)金額—都道府県、市区町村

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001095895&cycle=0&tclass1=000001106235&tclass2=000001106275&tclass3=000001114496&tclass4=000001114506&tclass5val=0>

表 2 一人1日あたりの食品ロス量（令和元年度）

	渋川市	群馬県	全国
一人1日あたりの食品ロス量 （家庭系＋事業系）(g) <sup>4</sup>	140	164	124
一人1日あたりの 家庭系食品ロス量 (g)	61.7	68.4	56.6

<sup>4</sup> 【一人1日あたりの総量ベース食品ロス量 (g/人/日)】  
 = 【事業系食品ロス量 (g) + 家庭系食品ロス量 (g)】 ÷ 【令和元年度末人口 (人)】 ÷ 【年間日数 (365日)】

## 4 食品ロスに関する意識調査

市民の食品ロスに対する意識を調査するために、渋川市市民意識調査及び中学生・高校生意識調査（アンケート形式）の実施時に食品ロスに関する設問を設けました。結果の概要は以下のとおりです。

【期間】 令和4年5月26日から令和4年6月17日まで

【対象者】

- 市民意識調査 市内在住の18歳以上の市民
- 中学生・高校生意識調査 市内中学校及び高校に通う第2学年の生徒

【回答者数】

- 市民意識調査 1,498人（送付者数4,000人：回答率37.5%）
- 中学生・高校生意識調査 1,231人（送付者数1,500人：回答率82.1%）

### ①食品ロス問題の認知度

あなたは、食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）問題について知っていますか。（1つ選択）

【市民意識調査結果】

「ある程度知っている」（55.9%）が5割以上で最も高く、次いで高い「よく知っている」（28.2%）との合計値『知っている』は84.1%と8割以上の方が食品ロス問題についての認知があります。

一方、「あまり知らない」（10.9%）と「知らない」（1.9%）の合計値『知らない』は12.8%となっています。

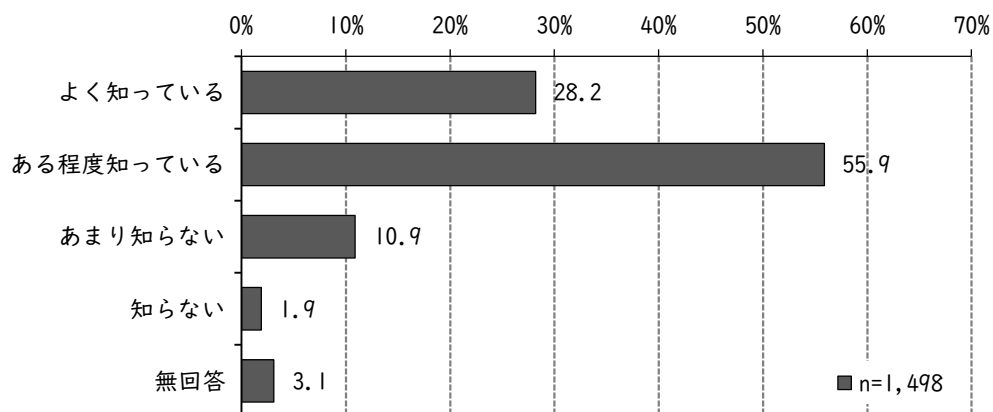


図4 食品ロス問題の認知度（市民意識調査結果）

### 【中学生・高校生意識調査結果】

「ある程度知っている」(62.4%)が5割以上で最も高く、次いで高い「よく知っている」(22.5%)との合計値『知っている』は84.9%と8割以上の人が食品ロス問題についての認識があります。

一方、「あまり知らない」(12.5%)と「知らない」(1.9%)の合計値『知らない』は14.4%となっています。

属性別に見ると、中学生、高校生で大きな差は見られません。

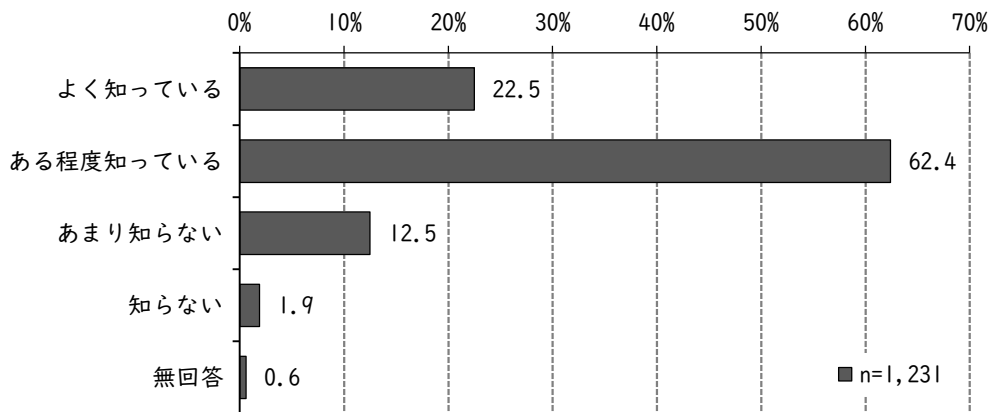


図 5 食品ロス問題の認知度 (中学生・高校生意識調査結果)

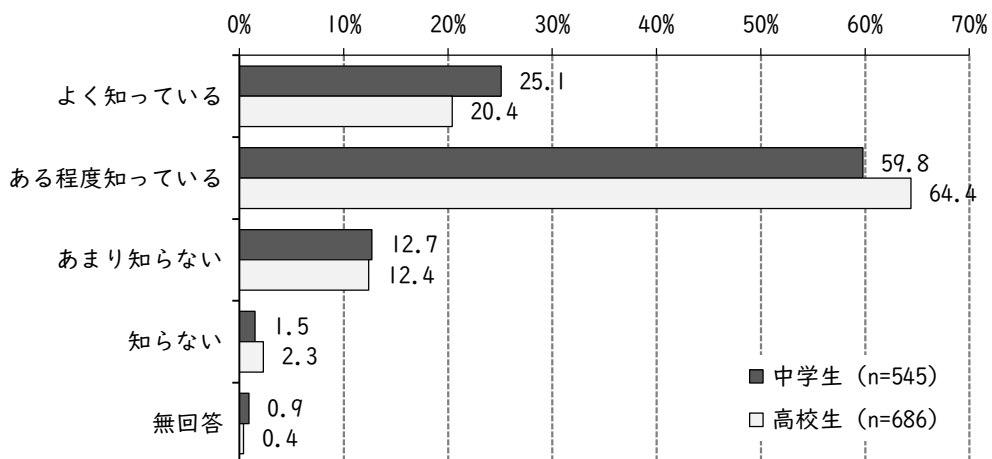


図 6 食品ロス問題の認知度 (中学生・高校生属性別)

## ②食品ロス削減のための心がけ

あなたは、日頃から食品ロスの削減のためにどのようなことを心がけていますか。(3つ選択) ※市民意識調査のみ

### 【市民意識調査結果】

「食品の買いすぎに気を付け、無駄を減らす」(86.7%)が約9割で最も高く、次いで「外食時は食べきれる量を注文している」(61.9%)が6割以上となっています。

一方で、「食品を買うときは手前から取るようにしている」(24.5%)、「外食時に食べ残したものは、持ち帰りをしている」(11.3%)、「家庭で使わない食品をフードバンク・子ども食堂等へ寄付をしている」(1.6%)は他の取り組みと比べて低くなっています。

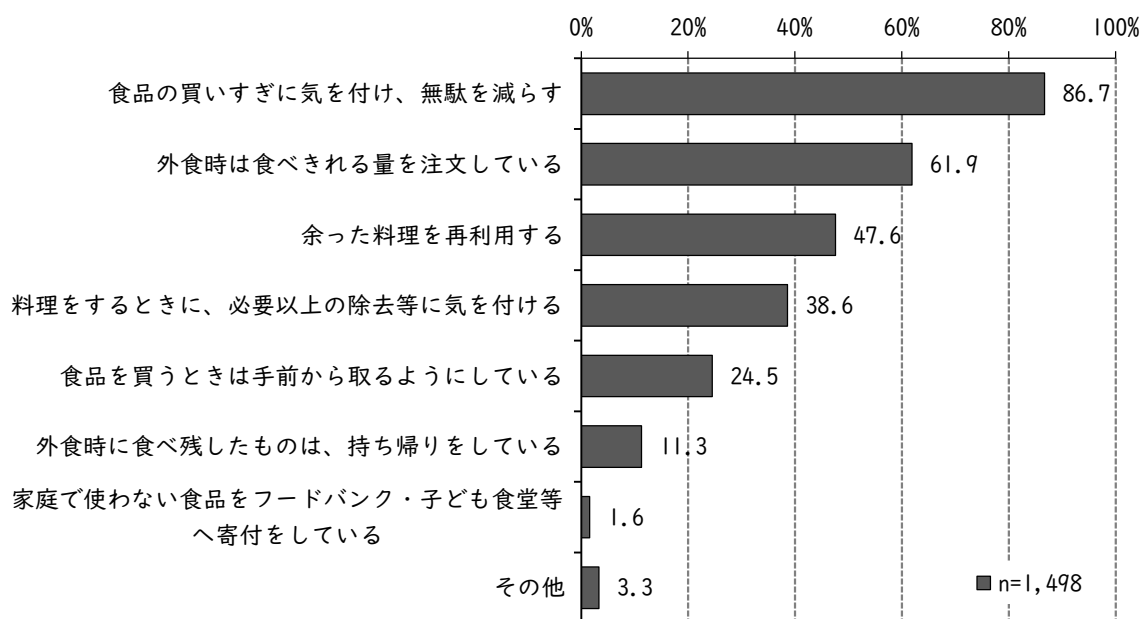


図 7 食品ロス削減のための心がけ (市民意識調査結果)

## 5 課題

### (1) 食品ロスの発生状況からの課題

本市の1人1日あたりのごみの排出量は、県内12市で比較すると、2番目に多い（県平均989g、渋川市1,147g：令和元年度実績<sup>5</sup>）状況にあります。

また、1人1日あたりの食品ロス量は全国平均より多く、ごみ減量対策としての食品ロスの削減に積極的に取り組む必要性があると考えます。

本市における家庭系食品ロス及び事業系食品ロスは同規模であることから、両者とも大きく削減の余地があると言えます。このうち、事業系食品ロスにおいては、「外食産業」が本市で発生する全体量の2割以上を占めています。そのため、「外食産業」の宿泊業・飲食サービス業に対する取組が食品ロスの削減に特に効果的であると考えます。

### (2) 意識調査結果からの課題

食品ロス問題について「知っている」と答えた人は84.1%と、全国平均（80.9%<sup>6</sup>）を上回っており、食品ロス問題の認知度は、幅広い世代の市民の間で広く浸透していると言えます。

食品ロスの削減への取組では、食品の購入時や外食の注文時に行えることを実践する人が多い一方、手前から食品を取る習慣や食べ残した際の料理の持ち帰り、フードバンク等への協力は十分に浸透していない結果となりました。

このことから、食品を手前から選択する「てまえどり<sup>7</sup>」や食べ残した料理を持ち帰る運動である「mott+ECO（モッテコ）<sup>8</sup>」、フードバンク等への支援につながる「フードバンク活動<sup>9</sup>」の認知度を高め、市民が参加しやすい取組を推進する必要があります。

<sup>5</sup> 令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省：令和2年）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/rl/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/rl/index.html)

<sup>6</sup> 令和3年度消費者の意識に関する調査結果報告書（消費者庁：令和4年）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/efforts/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_220413.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/consumer_education_cms201_220413.pdf)

<sup>7</sup> 購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選択する購買行動

<sup>8</sup> 令和2年度から環境省が中心となり、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為を「mott+ECO（モッテコ）」という名称で推進している。「mott+ECO」は「もっとエコ」「持って帰ろう」というメッセージが込められている。

<sup>9</sup> 家庭や職場で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本方針

本市は、豊かな自然環境、魅力ある温泉などの観光名所に恵まれており、地元で生み出される食の恵みは、市民だけでなく、観光客にも潤いをもたらしています。本市が誇る豊かな環境・食の恵みを次世代へ引き継いでいくためには、食に関わる全ての人々が「もったいないの心」を持って食品ロスの削減に取り組むことが大切です。

本計画では、以下の3つの基本方針を柱として、食品ロスの削減への取組を展開していきます。

#### 基本方針1 消費者・店舗取組型の食品ロスの削減の推進

消費者及び事業者が食品ロスの削減に対する意識を持ち、双方が連携した取組を実践できるように推進します。

「てまえどり」や「mottECO」等の市民が意識的に取り組むことができる環境整備を行い、協力の輪を広げていきます。

#### 基本方針2 食品の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と啓発

食品の食べきりや使いきりによって食品ロスの発生を抑制し、まだ食べることのできる食品は、「フードバンク活動」等に協力しながら有効的に活用するとともに、十分な取組をした上でも生じてしまった食品廃棄物については、再生利用（肥料化、資源化等）を検討します。

本市で食品ロス量が相対的に多い外食産業（宿泊業、飲食サービス業）では、利用客への呼びかけを行うだけでなく、店舗によるロス削減のための具体的な取組を実践します。

また、全ての人々が食品に対する「もったいないの心」を育み、食品を無駄にしない行動が定着できるように継続した普及啓発及び教育を推進します。

#### 基本方針3 計画推進体制及び協力連携体制の強化・整備

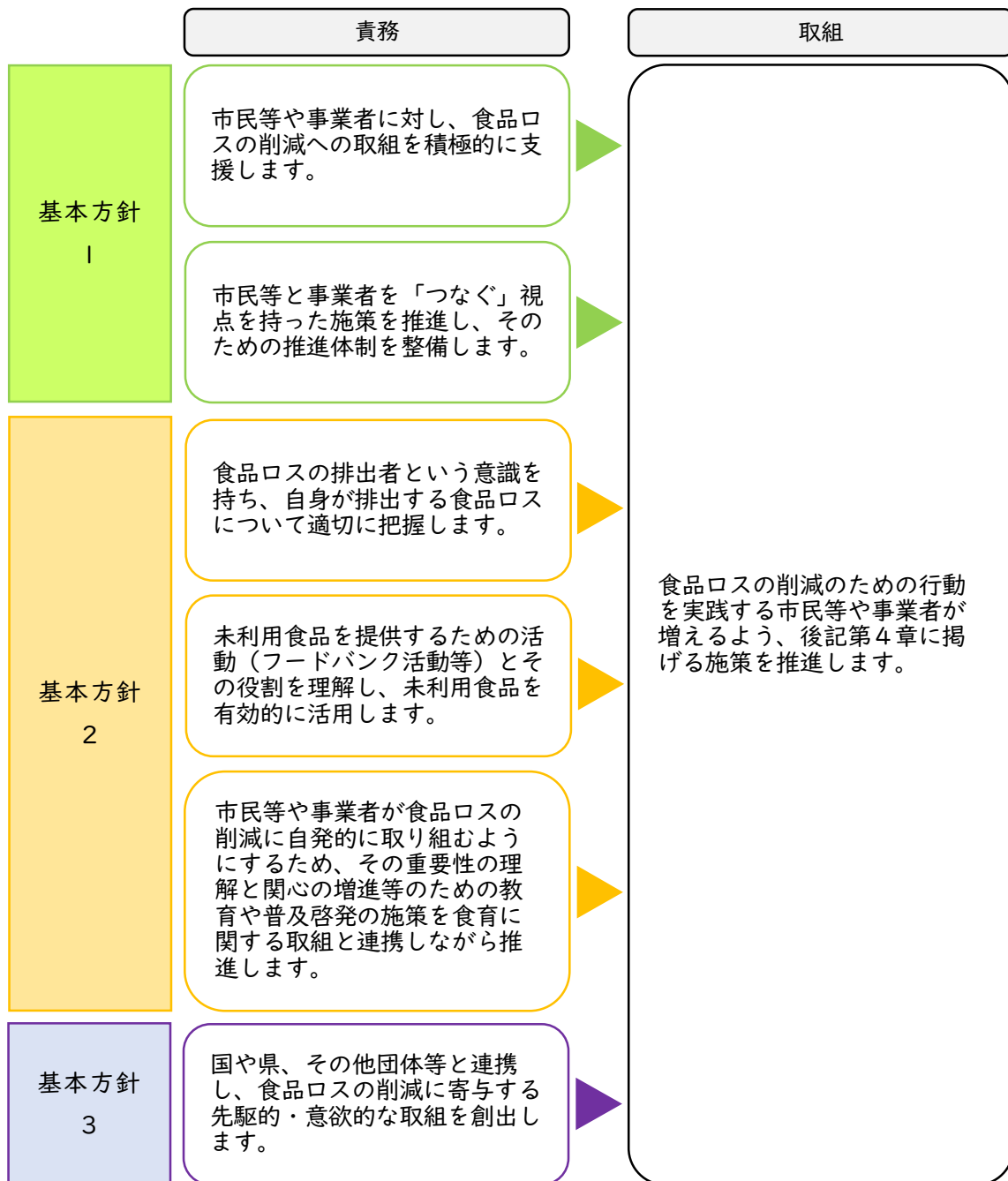
協議会や庁内会議を活用し、計画の進行管理や取組の状況を共有します。

また、協議会や地域の関係団体等と食品ロスの削減に関する情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めます。

## 2 各主体の責務・取組

食品ロスは、消費者及び事業者の双方から発生しており、食品に関わる全ての人々が「我が事」として認識し取り組むべき課題です。各主体で取り組むだけでなく、主体どうしが連携して具体的な行動を実践することが大切です。

### (1) 市の責務・取組





(2) 市民等の責務・取組

	責務	取組
基本方針 1	<p>外食時や宿泊時では、注文の方法や食べ残した時の持ち帰り等により提供された料理をおいしく食べきるようにします。</p>	<p>外食時や宿泊時には、自分が食べきれぬ量を注文し、宴会時には、30・10運動を実践するなど料理を食べ残さないようにします。</p> <p>料理が残ってしまった場合は、選択肢のひとつとして、自己責任を前提とした「mottECO」を実践します。</p>
	<p>食品や食材の購入時に、食品ロスの削減に繋がる取組に協力します。</p>	<p>購入してすぐに食べる場合、商品棚の手前にある販売期限の迫った食品を積極的に選択する「てまえどり」を実践します。</p>
	<p>食品ロスの排出者という意識を持ち、自身が排出する食品ロスについて適切に把握します。</p>	<p>食品ロスダイアリーや実態調査等の手法により、食品ロスの発生量やロスにつながりやすい行動を自覚し、食品ロスの削減への意識を高めます。</p>
基本方針 2	<p>未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動等）とその役割を理解し、未利用食品を有効的に活用します。</p>	<p>家庭や職場、事業活動で余ってしまった食品は、フードバンクや子ども食堂等へ提供する等、廃棄にならない工夫をします。</p>
	<p>日常生活における調理の方法等を見直し、家庭での食品ロスの削減について自主的に取り組みます。</p>	<p>消費期限（安全に食べられる期間）と賞味期限（おいしく食べられる期間）の違いを正しく理解します。</p>
		<p>食材を適切に使いきり、食材の買いすぎを防ぐため、定期的に冷蔵庫や保管庫の整理を行います。</p> <p>料理の際は、過剰除去に気を付け、食材の食べられる部分を無駄にしないようにします。</p>
基本方針 3	<p>国、県、市及び事業者が行う食品ロスの削減への取組を理解し、関心を深め、積極的に協力します。</p>	

### (3) 事業者の責務・取組

	責務	取組
基本方針 1	消費者が意識的に食品ロスの削減への取組を実施できる環境整備を行います。	<p>しづかわフードラブ協力店の登録・活用により、自身が行う食品ロスの削減への取組の普及啓発を図ります。</p> <p>小盛りやハーフサイズメニュー等の設定を設け、市民等が食べきれぬ量を選択できる仕組みを導入します。</p> <p>市民等が料理の持ち帰りを希望している場合、市民等の自己責任を前提に、衛生上の注意点を説明した上で、可能な限り「mott+ECO」の取組に対応します。</p>
	食品ロスの排出者という意識を持ち、自身が排出する食品ロスについて適切に把握します。	食品ロスダイアリーや実態調査等の手法により、食品ロスの発生量やロスにつながりやすい行動を自覚し、食品ロスの削減への意識を高めます。
	未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動等）とその役割を理解し、未利用食品を有効的に活用します。	家庭や職場、事業活動で余ってしまった食品は、フードバンクや子ども食堂等へ提供する等、廃棄にならない工夫をします。
基本方針 2	生産、製造、販売、料理提供等のプロセスに係る事業活動によって排出される食品ロスの削減に努め、事情により発生した規格外及び売れ残り食品並びに利用客の食べ残しについては、可能な範囲で適切な再生利用を検討します。	<p>現在の商習慣を見直し、生産、販売、販売等のプロセスにおいて食品を可能な限り流通から外れないようにします。</p> <p>宿泊業で食品ロスが発生しやすいビュッフェ等では、当日の天気、時間帯、客数、客層を勘案して調理を行い、利用客の食べ残しは可能な範囲で再生利用を検討します。</p>
	基本方針 3	国、県、市及び他事業者が行う食品ロスの削減への取組を理解し、関心を深め、積極的に協力します。

## 第4章 計画の目標・施策の展開

### 1 食品ロス削減の全体目標

県は、令和元年12月に、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を表明し、その中の宣言5において2050年までに食品ロス「ゼロ」を目指すことを掲げました。県推進計画では、食品ロス「ゼロ」の実現のため、令和12(2030)年度までに、令和元(2019)年度比で食品ロス量を3分の1削減することを目標にしています。

本市は、令和14年度までの計画期間であるため、令和12年度時点で基準年度比3分の1削減を踏まえつつ、同じ削減率を維持した令和14年度の目標を以下のとおり設定します。

なお、この目標は、国が掲げている「食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減」よりも積極的なものとなります。

表3 本市の食品ロス削減目標

区分	基準値 (令和元年度)	令和12年度時点	目標値 (令和14年度)
市内食品ロス量(総量)	3,877 トン	2,585 トン	2,326 トン
家庭系食品ロス量	1,722 トン	1,148 トン	1,033 トン
事業系食品ロス量	2,155 トン	1,437 トン	1,293 トン
基準値からの削減率	—	▲33%	▲40%

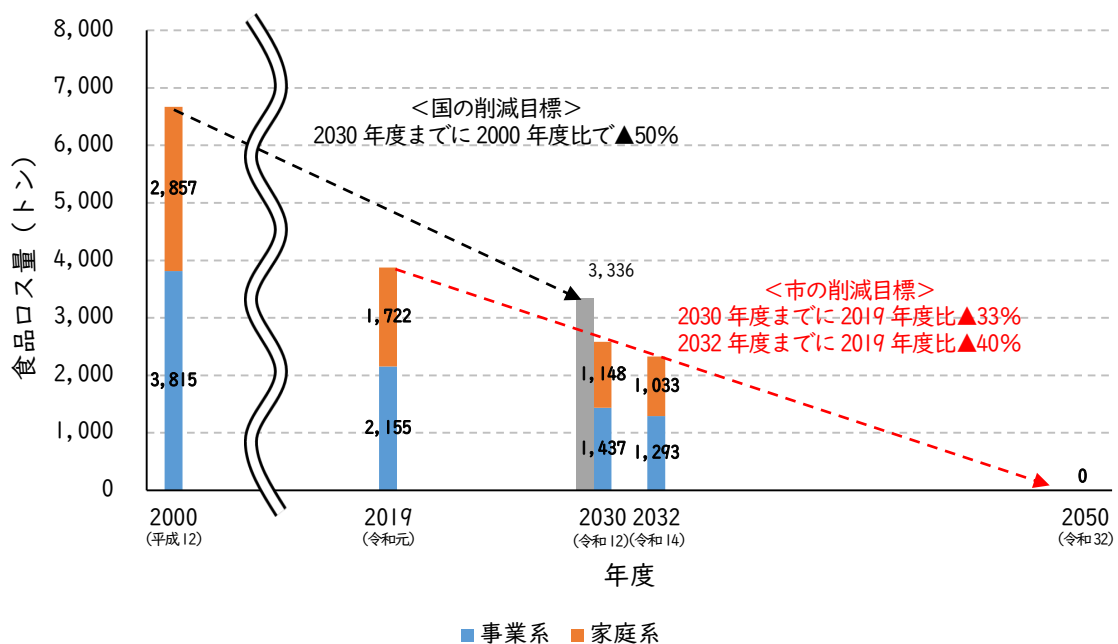


図8 削減推移のイメージ

## 2 目標達成のための各基本方針における施策と取組内容

### 基本方針Ⅰ 消費者・店舗取組型の食品ロスの削減の推進

#### (1) 施策・取組

##### しぶかわフードラブ協力店の登録・利用促進

- ・少量での料理の提供、量り売りでの販売、食べ残しの持ち帰り等により食品ロスを削減するしぶかわフードラブ協力店登録制度を事業者へ周知し、消費者へ協力店の利用を推進することで、取組を広げていきます。

##### 環境にやさしい買物スタイルの普及、事業者による消費者対応の支援

- ・食品小売業等と連携し、「てまえどり」等の食品ロスの削減に資する店舗における取組を推進します。
- ・食べきれなかった料理をドギーバッグ等の活用によって「mottECO」を実践する選択肢が検討できる支援をします。

##### デジタル技術の活用

- ・事業者と消費者をデジタル技術を活用してつなぎ、食品ロスの削減の「見える化」や、需給マッチング等の先進的な取組を促進します。
- ・市や事業者の食品ロスの削減に取り組むインセンティブ等を付与し、削減に取り組む消費者の拡大を図ります。

#### (2) 指標

指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
しぶかわフードラブ協力店登録店舗数	—	80店舗
協力店への登録店舗のうちmottECOに対応する店舗数	—	40店舗
市による食品ロスの削減と融合したデジタル技術の導入	—	導入済

### (3) 具体的な取組事例

#### しぶかわフードラブ協力店

市内で営業している食品製造業・食品小売業・外食産業を対象とし、渋川市版食べきり協力店である「しぶかわフードラブ協力店」へ登録する制度を令和4年度から開始しています。しぶかわフードラブ協力店へ登録すると、来客者等へ食品ロスの削減の呼びかけに繋がり、環境に配慮した店舗としてのイメージアップが期待されます。

協力店に登録された店舗には、希望に応じてポスター、ステッカー及びmott+ECOに対応できるドギーバッグ<sup>10</sup>を配布しています。

また、県が実施する「ぐんまちゃんの食べきり協力店」とも連携し、市と県の協力店へ同時申請ができます。

#### 環境にやさしい買い物スタイル

県が推進している「環境にやさしい買い物スタイル」とは、環境への負荷をできるだけ少なくすることを考えて買い物をする取組のことです。環境にやさしい買い物には、食品ロスの削減に関する取組も含まれています。

県では、県内小売事業者等を対象に「環境にやさしい買い物スタイル協力店」の導入や啓発物品の作成等の取組を実施しています。



ドギーバッグ



てまえどり啓発チラシ（県提供）

<sup>10</sup> 飲食店等で食べ残した料理を持ち帰りするための容器

## 基本方針2 食品の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と啓発

### （1）施策・取組

#### 食品ロスに関する教育や講座の提供

- ・食品の①使いキリ、②食べキリ、③生ごみの水キリの「ぐんまちゃんの3キリ運動」を市民へ広く周知し、家庭からの食品廃棄物量を減らします。
- ・環境学習会や公民館事業と連携し、市民向け講座を実施します。
- ・食育と連携しながら、食べきりをテーマにした環境教育を提供するとともに、給食だより等で児童及び保護者へ食品ロスに関する啓発を行います。

#### フードバンク活動の推進・支援

- ・フードバンクや子ども食堂の認知度の向上のため、市HPや広報紙、SNS等でフードバンク活動に関する情報発信を行います。このほか、フードバンクや子ども食堂等との連携を図り、取組の拡大や必要な支援を行います。
- ・市によるフードドライブを開催します。
- ・フードドライブの開催に必要な資材を団体等へ貸し出し、フードドライブ活動の支援を行います。

#### 食品廃棄物の肥料化、資源化及び減量化の推進

- ・生ごみ堆肥化処理容器等の購入に係る補助金や、生ごみ無排出世帯への「生ごみは入っていません袋」の無償配布等、食品廃棄物の肥料化、資源化及び減量化に対する支援を継続・拡充します。

### （2）指標

指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
食品ロス問題の認知度 (よく知っている、ある程度知っている人の割合)	84% (令和4年度調査結果)	95%
食品ロスに関する市民向け講座の累計開催実績	1回	30回
市によるフードドライブの累計開催回数	1回	12回
フードドライブ実施団体累計	1団体	12団体
生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付件数実績	56件	80件
生ごみは出しま宣言世帯数	280世帯	500世帯

### (3) 具体的な取組事例

#### 生ごみ堆肥化容器等購入費補助金

ごみ減量対策として、平成18年度から家庭で排出される生ごみを堆肥化する処理容器等を購入した人に対し、購入費用の一部を助成しています。

表4 補助対象・補助金額

対象機器区分	方式	補助金額	補助条件
生ごみ堆肥化処理容器	土中に容器を埋め、土壌微生物の分解による方式	購入価格の2分の1 (限度額3,000円)	1世帯につき 2基まで
微生物による処理容器	密閉容器を利用し、特殊な微生物の分解による方式	購入価格の2分の1 (限度額2,000円)	1世帯につき 本体2基と 微生物菌2袋まで
電動式生ごみ処理機	電動による微生物分解または乾燥方式	購入価格の2分の1 (限度額30,000円)	1世帯につき 1基まで

※令和4年4月1日現在

#### 生ごみは出しま宣言

生ごみを専用の生ごみ処理容器又は直接畑に埋めるなどして自家処理し、生ごみをごみとして排出しない市内世帯を対象として、専用指定ごみ袋「生ごみは入っていません袋」の無償配布を令和3年度から実施しています。

生ごみをごみとして出さないことを誓約する「生ごみは出しま宣言書」を提出し、専用指定ごみ袋(上限:1世帯100枚)を配布しています。



生ごみは入っていません袋の配布の様子

### (1) 施策・取組

#### 協議会の運営

- ・定期的に協議会を開催し、食品ロスの削減に関する情報交換を行い、施策の連携を図ります。
- ・現在の協議会の委員数を増やす等により、関係団体のつながりを増やし、施策の範囲を広げていきます。

#### 連携協力による取組の拡大

- ・食品ロスの削減に積極的な団体等と定期的な情報交換や施策の連携を行います。
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した食品ロスの削減への取組を推進します。

#### 庁内関係部局との連携

- ・市HPや広報紙、SNS等での普及啓発を行います。
- ・期限が切迫している防災備蓄品をフードバンク、子ども食堂等へ提供します。
- ・食育と連携しながら、食べきりをテーマにした環境教育を提供するとともに、給食だより等で児童及び保護者へ食品ロスに関する啓発を行います。
- ・未就学児に対し、食品ロスに関連する環境教育を提供します。
- ・公民館事業等と連携し、市民向け講座を行います。
- ・市によるフードドライブを開催します。
- ・食品ロスの削減と融合したデジタル技術を導入します。

#### 食品ロスに関する調査研究

- ・家庭系及び事業系の食品廃棄物や食品ロスの発生量の調査及び推計を定期的に実施します。
- ・給食残さを継続的に把握します。



## (2) 指標

指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
協議会委員数	7人	15人
市の災害備蓄品の活用割合	100%	100% (継続)
食品ロスに関する市民向け講座の累計開催実績	1回	30回
市によるフードドライブの累計開催回数	1回	12回
市による食品ロスの削減と融合したデジタル技術の導入	—	導入済
学校給食の残さ量	19.6 トン	14.7 トン



環境学習 (市民環境大学)



防災備蓄品例

## (3) 具体的な取組事例

### フードドライブ資材貸出

令和4年度より、食品ロスの削減への取組のひとつであるフードドライブの活動の推進・支援を目的として、市内に所在する団体(学校、自治会、その他任意団体)や市内に事業所を有する法人を対象に、フードドライブの実施時に活用できる資材を貸し出ししています。

貸出をしている資材は、食品回収用コンテナ、のぼり旗(右図)、のぼり旗用ポール、のぼり旗用移動式スタンドの4種類です。



## 第5章 推進体制及び進行管理

### 1 推進体制

渋川市環境推進会議（以下「環境推進会議」という。）や協議会を中心に、施策の取組状況を点検・評価し、市・市民等・事業者及び関係機関の相互連携を確保しながら本計画を総合的・計画的に推進することで、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていきます。

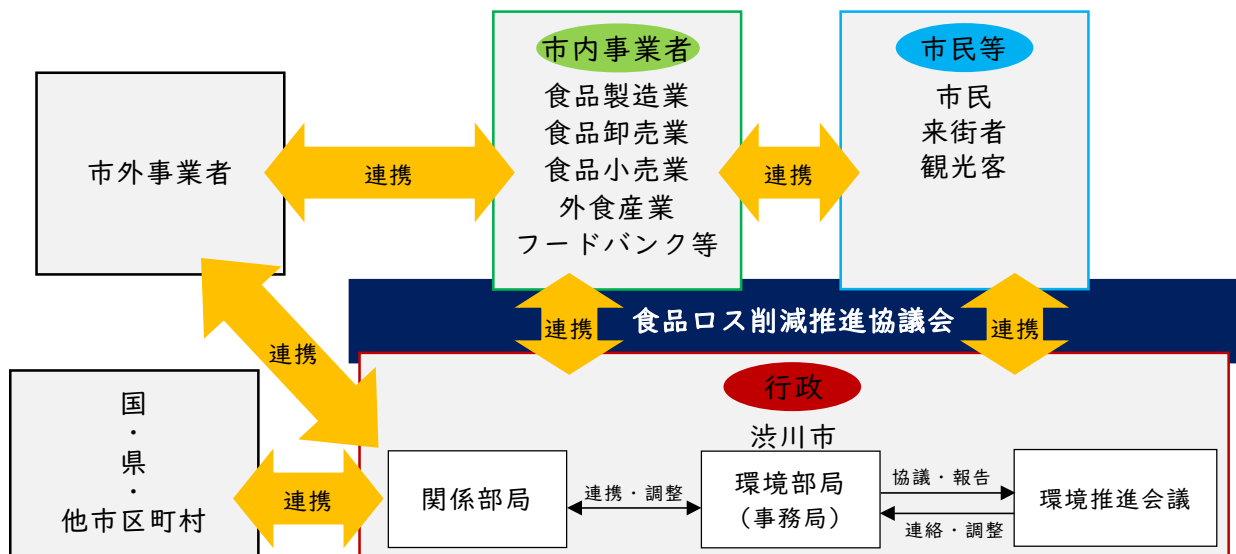


図9 推進体制のイメージ

## 2 進行管理

本計画では、PDCAサイクル（PLAN：計画、DO：実施・推進、CHECK：点検・評価、ACTION：改善）を導入し、次のとおり進行管理を行い、継続的な改善を図ります。

### （1）計画

環境推進会議や協議会の意見等を踏まえ、取り組むべき施策を策定します。

### （2）実施・推進

本計画に基づき、各主体や関係機関と連携しながら事業の実施、施策の推進を図ります。

### （3）点検・評価

環境推進会議や協議会において目標及び指標の達成状況や各主体の取組状況、各種施策の実施状況について点検・評価します。

### （4）改善

目標及び指標の達成状況や取組状況等の評価に基づき、施策の改善を図ります。

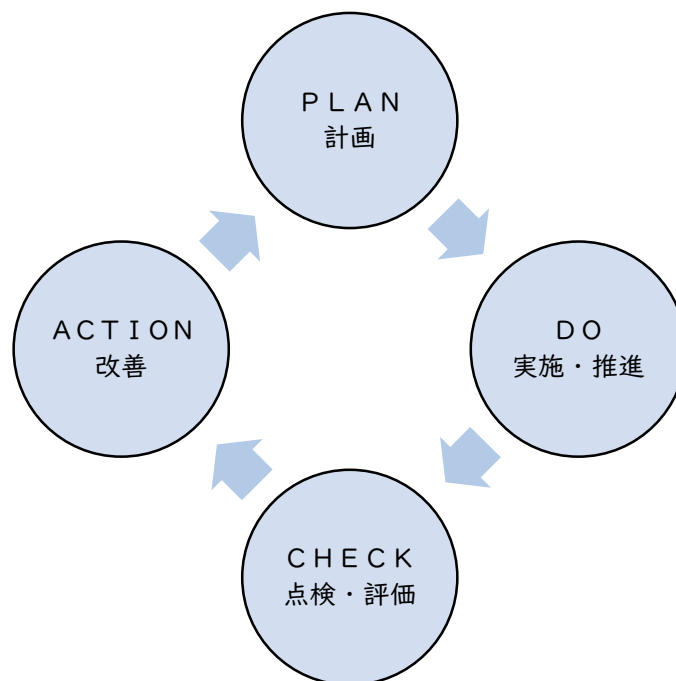


図 10 PDCAサイクルのイメージ

## 参考資料

### 渋川市環境審議会委員名簿（令和4年度末現在）

第1号 学識経験を有する者			
1	佐藤 孝史	環境カウンセラー	会長
2	中山 晃枝	医師（渋川地区医師会）	
3	茂木 好一	群馬県環境森林部中部環境事務所長	
4	中嶋 右	環境カウンセラー	

第2号 市民団体及び各種団体を代表する者			
1	丸山 満	渋川市環境美化推進協議会	
2	角田 雅保	渋川市自治会連合会	
3	伊東 初恵	渋川市婦人会連絡協議会	
4	坂田 タエ子	渋川商工会議所	
5	狩野 新一	しぶかわ商工会	
6	茂木 亨允	渋川青年会議所	
7	井野 真二	四社会代表	
8	野村 勝代	北群渋川農業協同組合	
9	鳥山 薫	赤城橘農業協同組合	
10	福島 真弓	渋川市小中学校PTA連絡協議会	
11	角田 裕子	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	
12	田部井 千圭広	赤城姫を愛する集まり	

第3号 その他市長が必要と認める者			
1	吉原 明浩	公募	副会長
2	矢野 亜紀子	公募	
3	飯塚 秀男	公募	
4	小林 郁夫	公募	

## 澁川市食品ロス削減推進協議会委員名簿（令和4年度末現在）

氏名	団体名称	分野
野村 時枝	澁川市婦人会連絡協議会	市民等 (消費者等)
金子 喜美江	市民(公募)	
松本 由起	伊香保温泉旅館協同組合	事業者 (製造・流通等)
山本 信行	澁川飲食店組合	
土屋 由美子	澁川商工会議所	
清水 聖二	しぶかわ商工会	
西山 勝美	フードバンクしぶかわ (NPO 法人いこい)	NPO

## 澁川市環境推進会議委員（令和4年度末現在）

職名
市民環境部長
総務部財務課長
総務部契約管理課長
市民環境部環境森林課長
市民環境部市民協働推進課長
福祉部高齢者安心課長
スポーツ健康部スポーツ課長
産業観光部商工振興課長
産業観光部観光課長
産業観光部農政課長
建設交通部都市政策課長
建設交通部交通政策課長
危機管理室長
上下水道局業務課長
教育部教育総務課長
教育部文化財保護課長
教育部中央公民館長
農業委員会事務局事務局長

## 澁川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例

令和3年3月12日

条例第15号

私たちの生活環境において、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスは、国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に向き合っていかなければならない。

澁川市は、市民一人当たりの食品ロスを含む廃棄物の排出量が全国平均より多くなっている。

このような状況において、食品ロスの削減に積極的に取り組み、廃棄物の減量化を進め、豊かな自然環境を未来へ継承していくことが必要である。

ここに、食べ物を作ってくれた人々やそれを育んだ自然の恩恵に感謝するとともに、まだ食べることができる食品をもったいないの心を持って、市、市民等及び事業者の多様な主体が連携し、市民運動として食品ロスの削減を推進するため、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、食品ロスの削減に関し、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、それぞれがもったいないの心を共有した上で、食品ロスの削減に向けた活動を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の快適な生活環境に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) もったいないの心 食品を食べることなく、無駄にしてしまうのが惜しいと思う気持ちをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、又は滞在している者をいう。
- (3) 事業者 市内で、食品の生産、製造、販売等の事業活動を行う者をいう。
- (4) 食品 飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。
- (5) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善等することにより食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(食品ロスの削減の基本方針)

第6条 市は、食品ロスの削減に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とし、各種施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進を図るものとする。

(1) 市民等及び事業者の食品ロスの削減に対する理解と関心を深めるよう、教育及び普及啓発を図ること。

(2) 市民等及び事業者が行う自発的な食品ロスの削減の取組を促進するため、必要な情報の提供その他の支援に努めること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 家庭系食品ロスの実態調査

家庭から排出される食品ロスの実態を調査し、食品ロスの削減の推進及びごみの減量化・資源化を推進するための基礎資料を取得する目的で家庭系食品ロス実態調査を実施しました。調査結果等は以下のとおりです。

### (1) 調査実施日

令和3年11月26日(金)

### (2) 調査対象地域

渋川市内全域で調査を実施した。

### (3) 調査方法

渋川市内の各地区のごみステーションで出されたもえるごみ袋を無作為に抽出し、もえるごみの中から食品廃棄物を分類後、さらに食品廃棄物の中から食品ロスを分類し、食品ロスの発生量や組成等を調査した。

### (4) 調査結果

ア 排出されたもえるごみに占める食品廃棄物及び食品ロスの組成等

表 5 調査試料内訳 (単位：%)

試料区分				合計
食品廃棄物	食品ロス	直接廃棄	100%残存	3.2
			50%以上残存	1.0
			50%未満残存	1.0
	直接廃棄以外	食べ残し	3.7	
				計
食品ロス以外		調理くず		21.9
			計	30.8
食品廃棄物以外				69.2
調査試料合計				100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない部分がある



イ 食品ロスのうち直接廃棄されたものの消費・賞味期限について

表 6 直接廃棄（100%残存、50%以上残存、50%未満残存）内訳（単位：％）

直接廃棄区分		合計
消費期限	期限内	0.0
	期限切れ	12.4
賞味期限	期限内	3.1
	期限切れ	19.9
表示なし		64.6
直接廃棄合計		100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない部分がある

ウ 食品廃棄物・食品ロスの割合について

表 7 本市及び国の食品廃棄物・食品ロスの組成割合（単位：％）

区分	合計	全国平均 (令和2年度)
家庭系ごみ収集量（粗大ごみ除く） に対する食品廃棄物の割合	30.8	29.8
食品廃棄物に占める 食品ロスの割合	28.9	32.4

エ 市民1人1日あたりの家庭系食品ロス量

ごみステーションに排出される家庭系ごみに着目し、市民1人1日当たりの食品ロス量を推計すると、55.8g/人・日となった。

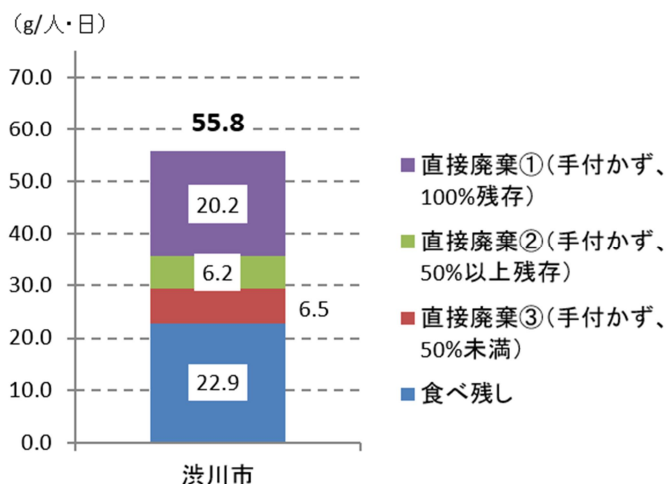


図 11 本市の1人1日あたりの食品ロス量及びその内訳



図 12 調査で見つかった廃棄された食品の一部

## 本市の食品ロス量（令和元年度値）の推計方法について

### （１）家庭系食品ロス量

令和３年度の家庭系食品ロス実態調査結果を基に、令和元年度の食品ロス量原単位を推計し、当該年度の人口及び年間日数を乗算することで算出しました。

なお、令和３年度から令和元年度への食品ロス量原単位の遡及においては、日本全体と同様の削減傾向を仮定した。

表 8 基準値算定に使用したデータ（家庭系食品ロス量）

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (調査実施年)
人口（年度3月末時点）	人	77,477	76,429	75,490	74,448
市民1人1日あたりの 家庭系食品ロス量	g/人/日	64.9	61.7	58.4	55.8
家庭系食品ロス量	トン	1,836	1,722	1,608	1,516

※端数処理の関係で計算が合わない場合がある

#### <算定方法>

##### ①【市民1人1日あたりの家庭系食品ロス量】

$$= \text{【n年度における市民1人1日あたりの家庭系食品ロス量 (g/人/日)】} \\ \div \text{【n-1年度における食品ロス量原単位変化率 (全国平均)】}$$

##### ②【家庭系食品ロス量】

$$= \text{【n年度における市民1人1日あたりの家庭系食品ロス量】} \\ \times \text{【人口 (令和n年度末)】} \times \text{【年間日数 (365日)】}$$

## (2) 事業系食品ロス量

令和元年度における全国の事業系食品ロス発生量推計値に基づき、産業別に以下の指標を用いて按分により算出しました。

表 9 基準値算定に使用したデータ（事業系食品ロス）：令和元年度

	【全国】 食品ロス量 (万トン/年)	按分比率（市/全国）		【渋川市】 食品ロス量 (トン/年)
		製造品出荷額等 比率 <sup>11</sup>	事業系一般廃棄物 運搬量比率 <sup>12</sup>	
食品製造業	128	0.05%	—	700
食品卸売業	14	—	0.08%	113
食品小売業	64	—	0.08%	514
外食産業	103	—	0.08%	828
合計	309	—	—	2,115

※端数処理の関係で合計が一致しない部分がある

※食品廃棄物から排出される廃棄物は、「産業廃棄物」になるため、別指標での按分を実施

<sup>11</sup> 総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」より

○第 1 表 都道府県別、東京特別区・政令指定都市の産業中分類別統計表（従業者 4 人以上の事業所）

○第 2 表 市区町村別、産業中分類別統計表（従業者 4 人以上の事業所）

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001095895&cycle=0&tclass1=000001106235&tclass2=000001106255&tclass3=000001106236&cycle\\_facet=tclass1&tclass4val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001095895&cycle=0&tclass1=000001106235&tclass2=000001106255&tclass3=000001106236&cycle_facet=tclass1&tclass4val=0)

<sup>12</sup> 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/)



---

---

## 渋川市食品ロス削減推進計画

(令和5年3月発行)

発行 渋川市

編集 市民環境部環境森林課

〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

TEL 0279-22-2114 FAX 0279-24-6541

URL <https://www.city.shibukawa.lg.jp/>

---

---